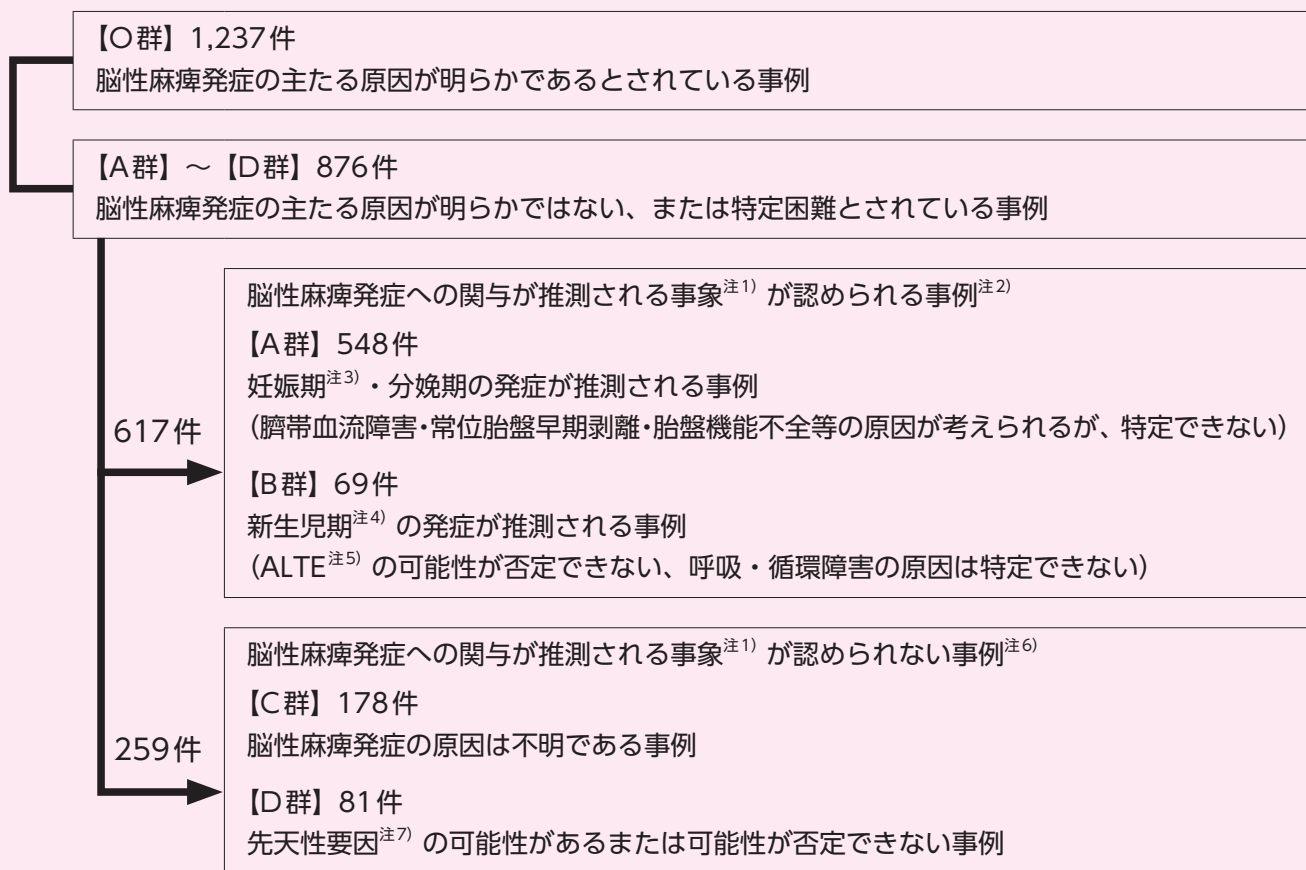


## Ⅱ. 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例について（総括）

2018年9月末までに原因分析報告書を見・保護者および分娩機関に送付した事例2,113件のうち、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例876件（41.5%）を分析対象とした。

分析対象事例について、図3-Ⅱ-1に示すA群～D群の4群に分類した。これらの背景について検討したところ、急速遂娩実施なし、および出生時の児に酸血症、仮死がない事例であっても脳性麻痺を発症している事例が一定数あることがわかった。

図3-Ⅱ-1 分析対象事例の構成



注1) 「事象」は、児の頭部画像所見からの診断による破壊性病変（低酸素性虚血性脳症・脳室周囲白質軟化症等）および産科的事象（臍帯血流障害・常位胎盤早期剥離・胎盤機能不全等）を含む概念である。

注2) 「脳性麻痺発症への関与が推測される事象が認められる事例」は、脳性麻痺発症に関与するとされる児の頭部画像所見からの診断による破壊性病変（低酸素性虚血性脳症・脳室周囲白質軟化症等）または産科的事象（臍帯血流障害・常位胎盤早期剥離・胎盤機能不全等）のいずれか、もしくは両方が認められるものである。

注3) 妊娠期の要因は、脳の形態異常が形成段階で生じたことが明らかであり、かつ、その脳の形態異常が重度の運動障害の主な原因であることが明らかである場合は除外している。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。

注4) 新生児期の要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。

注5) [ALTE (apparent life-threatening events)] は、「呼吸の異常、皮膚色の変化、筋緊張の異常、意識状態の変化のうちの1つ以上が突然発症し、児が死亡するのではないかと観察者に思わせるエピソードで、回復のための刺激の手段・強弱の有無、および原因の有無を問わない徴候とする」と定義されている。

注6) 「脳性麻痺発症への関与が推測される事象が認められない事例」は、脳性麻痺発症に関与するとされる児の頭部画像所見からの診断による破壊性病変または産科的事象のいずれも認められないものである。

注7) 先天性要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。